

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和 元 年度）

船橋市長 殿

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）Ⅱ 区分なし）	
②	賃金改善実施期間	令和 元 年 10 月 ～ 令和 2 年 3 月	
③	令和 元 年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	654,440	円
④	賃金改善所要額（i - ii）	696,000	円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	11,577,689	円
	ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	10,881,689	円
⑤	経験・技能のある障害福祉人材（①）における平均賃金改善額（（iii - iv）/ v）	77,333	円
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	11,577,689	円
	iv) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	10,881,689	円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	9.1	人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者】	1	人
	設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。</li> <li>・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>・ その他（ ）</li> </ul>	
	vi) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	0	円
⑥	他の障害福祉人材（②）における平均賃金改善額（（vi - vii）/ viii）	0	円
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	0	円
	vii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	0	円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	0	人
⑦	その他の職種（③）における平均賃金改善額（（ix - x）/ xi）	0	円
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	0	円
	x) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	0	円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	0	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金】		円
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず	① 在籍10年以上の介護福祉士かつ介護従事者のサービス提供責任者であり正社員が対象。 手当として月額16,000円を支給する。 令和元年12月に賞与として12万円支給	

記載すること。

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可)。

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、添付書類1・添付書類2・添付書類3についても適宜提出すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和元年7月3日

(法人名) 有限会社ケア・サービス虹

(代表者名) 代表取締役 角山 美知子

印